

八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第14条 略 附 則 1～23 略</p>	<p>第1条～第14条 略 附 則 1～23 略</p>
<p><u>24 附則第15項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>	<p><u>24 公益財団法人八尾市文化財調査研究会の職員（以下「研究会職員」という。）であつた者が、令和6年4月1日に引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の研究会職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該研究会を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>25 附則第15項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>